

日米和親条約

第一条

アメリカ合衆国と日本帝国、および両国民の間には、人格または場所の例外なく、完全かつ永久なる普遍的平和と誠実かつ懇篤なる和親とが存するものとする。

第二条

伊豆国の下田港と松前領の箱館港は、アメリカ船舶の受け入れ港として、日本人に許容されるものとする。この二港においては、日本人がそれを有する限り、薪水、食料、石炭、その他の必要な物資の供給を受けることができる。下田港は、本条約調印のうへ即時開港し、箱館港は日本暦の明年同日以後、即時開かれるものとする。

ただし、提供すべき物品の値段表は日本役人から渡され、その支払いは金貨または銀貨をもって行われるものとする。

第三条

合衆国の船舶が日本の沿岸において座礁または難破した場合、日本船はその船舶を救援し、その乗組員を下田または箱館に護送し、身柄の受け取りに任じられた同国人に引き渡すものとする。同様に避難者の所有する物品はすべて返還されるものとし、両国いずれかの海岸に打ち上げられたアメリカ人および日本人の救助と扶養の際に生じた出費は弁済するに及ばない。

第四条

合衆国の避難者およびその他の市民は、他の国におけると同様自由であり、監禁されてはならないが、公正な法律には従うものとする。

第五条

下田および箱館に一時的に居留する合衆国の避難者および他の市民は、長崎におけるオランダ人および中国人のように拘束および監禁に服することなく、ここに添付された付図に描かれている、下田港内の一小島より日本里程で七マイル(里)の範囲内では、随意の場所に赴く自由を有するものとする。

同様に箱館においても、合衆国艦隊が同地を訪問したのちに定められる範囲内では、随意の場所に赴く自由を有するものとする。

第六条

ほかに必要とする物品、または取り決めに要するなんらかの業務があれば、その事項を決定するため、両当事国間で慎重に審議するものとする。

第七条

開港された港に寄港する合衆国の船舶は、金、銀貨および物品と他の物品との交換を、日本政府がこの目的のために暫定的に定めた規則に従い行うことができる。ただし、合衆国の船舶は、日本人が交換を欲しない物品はすべて持ち帰ることができるものとする。

第八条

薪水、食料、石炭および必要な物品は、この目的のために任命された日本役人の周旋によってのみ調達することとし、他の方法によつてはならない。

第九条

他日、日本政府がこの条約において合衆国およびその市民に許容していない特権と便益を、他の一国民または諸国民に許容する場合には、なんらの協議も遅滞もなく、合衆国およびその市民にも同じ特権および便益を許容することを取り決める。

第十条

遭難した場合、または荒天に強いられた場合を除き、合衆国の船舶が下田および箱館以外の日本の港に渡来することを許可しないこととする。

第十一条

もし両国政府のいずれかが、その取り決めに必要とみなす場合には、本条約調印の日より十八カ月を経たのちに、合衆国政府はいつでも下田に駐在する領事または代理官を任命することができる。

第十二条

この約定を取り決め、しかるべく調印されたうへは、アメリカ合衆国および日本、ならびに両国の市民および臣民は義務として、忠実にそれを遵守するものとする。また、上院の協議と同意を得たうへは、合衆国大統領によつて批准認可され、また日本の尊厳なる主権者によつて批准認可されるものとする。その批准は、調印の日より十八カ月以内、または可能ならばさらに早期に交換されるものとする。

以上を証明するため、われわれ、すなわち前述のアメリカ合衆国および日本帝国の各全権委員は、この書類に書名捺印した。
主イエス・キリストの一八五四年三月三十一日、嘉永七年三月三日、神奈川にて。